

軽症者特例（軽症高額該当基準）による支給認定申請のご案内

軽症者特例とは、溶血性貧血に罹患している方で症状の程度が重症度分類で一定以上に該当しないため申請が却下となった方や、申請当初から重症度を満たさないとと思われる方が、月々の溶血性貧血に係る医療費が高額となる場合には、医療費の助成対象とする制度です。

具体的には次の①②ともに満たすことが必要です。

＝軽症高額該当基準＝

- ①診断基準に照らして溶血性貧血に罹患していることは認められるが、病状の程度が重症度分類の基準を満たさない。
- ②医療費を考慮する期間^{※1}において溶血性貧血に係る医療費総額^{※2}（10割分）が33,330円を超える月が3回以上ある。

1 軽症者特例に係る申請に必要な書類

通常の支給認定申請に必要な書類一式^{※3}と次の書類①②をご提出ください。

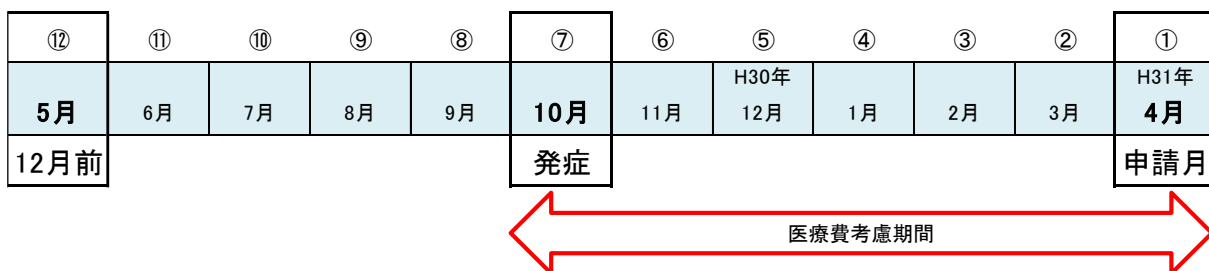
- ①医療費申告書（ひと月につき1枚、3ヶ月分が必要です。）
- ②領収書・診療明細書、調剤明細書等のコピー（かかった医療費が確認できるもの）

^{※3}重症度分類を満たさないことを理由に、申請が却下となった方が、概ね12ヵ月以内に本制度で再申請をする場合には、支給認定申請書及び①②の書類のみご提出ください。（最初から軽症者特例に該当することを理由に申請することもできます。）

2 医療費を考慮する期間^{※1}

次の①②のいずれか短い期間を医療費考慮期間といたします。この期間以外のものは対象となりませんのでご注意ください。

- ①支給認定申請日の属する月から起算して12月前の月までの期間
- ②溶血性貧血を発症した月（臨床調査個人票に記載された発症年月）から支給認定申請日の属する月までの期間



3 溶血性貧血に係る医療費総額^{※2}

医療費総額には入院時食事（生活）療養標準負担額は含みません。